Ⅲ．変更届等の提出要領及び提出書類の様式

※　変更届を作成する際は、その時点で最新の手引きに記載の要領にしたがって作成すること。
（変更する課程の認定申請時点の手引きに記載の要領を参照するのではないことに留意。）

１．変更届等の提出要領・作成例

大学は、施行規則第２１条第２項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない（大学が文部科学省に対して、変更届の提出又は報告を要する場合については、３ページ（２）変更届の提出の要否に記載のとおり）。

それぞれの場合における届出については、以下に記載の要領に沿って提出を行うこと。

（１）教育課程の変更届（届出）	①授業科目を新設又は廃止する場合 ②授業科目の名称等を変更する場合 ③授業科目の単位数を変更する場合 ④授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法（共通開設範囲等）を変更する場合 ⑤教職専任教員に係る変更を行う場合 ・教職専任教員を追加又は削除する場合 ・兼担教員・兼任教員を教職専任教員にする場合 ・教職専任教員の担当授業科目を追加又は削除する場合 ⑥教職専任教員の職位を変更する場合 ⑦教職課程認定審査の確認事項１（１）③に該当し、変更する場合 ⑧教職課程認定審査の確認事項１（１）④に該当し、変更する場合
（２）教育課程の変更届（報告）	・認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合
（３）大学、設置者、学科等の名称変更届（報告）	・大学名、設置者名を変更する場合 ※大学の長、設置者の長（法人の理事長）の変更は届出不要。 ・学部・学科等の名称のみを変更する場合
（４）学科等の入学定員変更届	・入学定員を変更する場合
（５）学科等の課程認定取下届	・教職課程の認定を取り下げる場合（学生の募集停止等）

なお、変更届の提出に当たっては、各大学において「法令や審査基準などを満たしているか」、「書類に不備がないか」、「体裁が整っているか」等について必ず確認すること。

本手引きに記載された変更届の記入要領・様式は、令和元年度以降入学生用のものである。再課程認定に伴い自動取下げとなった、平成３０年度以前入学生に適用する教育課程において、上記（１）（※117ページの表①～④の変更に限る。）及び（２）の変更を行う場合は、（６）旧法に基づく変更届に記載の要領により、旧法に基づく変更届を提出すること。

（１）教育課程の変更届

（ア）変更届提出期限

- 前ページ表（１）①～⑥の変更届提出期限：変更後の教育課程を実施する前
- 前ページ表（１）⑦、⑧の変更届提出期限（令和９年度実施）：
  ①令和７年９月３０日（火）までに必着
  ②令和７年１１月２８日（金）までに必着

教育課程の変更届として提出する書類は、変更後の教育課程を実施する前に、文部科学大臣に提出しなければならない。

例えば、次の表①～⑥にかかる変更後の教育課程を令和８年４月から実施する場合は、令和７年度末までに提出することが必要である（後期から教職専任教員の変更等がある場合には、後期の授業が開始する前までに変更届を提出する必要がある）。

ただし、前ページの表（１）⑦、⑧に該当し届出による変更を希望する場合においては、教職課程認定審査の確認事項１（１）③、④に該当するか否かの確認を行う必要があるため、変更後の教育課程を実施する年度の前々年度の９月末日又は１１月末日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

令和９年度開設予定の学科等については、令和７年９月３０日（火）又は令和７年１１月２８日（金）までに、その変更内容に応じて、変更届等を提出する必要がある。審査結果の通知時期は、令和７年９月３０日（火）締切分が令和７年１２月２６日金）まで、令和７年１１月２８日（金）締切分が令和８年２月中旬の予定である。

なお、令和８年度開設予定の学科等で次の表⑦、⑧に該当し、令和６年１１月２９日（金）までに次の表⑦、⑧に関する変更届を提出していない場合、又は、次の表⑦、⑧に関する変更届を提出した上で、教職課程認定審査の確認事項１（１）③、④に該当しないと判断された場合は、課程認定申請の手続きを行うこと。

（イ）必要提出書類

教育課程の変更届として、変更しようとする内容に応じて 117 ページの表に示す書類を提出すること。

「届出をしようとする大学の課程の概要」「履歴書」「教育研究業績書」「組織改組対照表」の作成に当たっては、Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領の各様式の記載要領（23 ページ以降）を参照すること。その際、「履歴書」「教育研究業績書」の様式は文部科学省ホームページ「教職課程認定申請の手引き及び提出書類の様式等について」からダウンロードすること。

届出をしようとする大学の課程の概要※	23 ページ～
履歴書	72 ページ～
教育研究業績書	74 ページ～
組織改組・再編対照表	108 ページ

※「届出をしようとする大学の課程の概要」について、認定申請を同時に行っている等により、届出を行おうとする大学の課程と認定を受けようとする大学の課程が混在する場合は、「届出を行

おうとする免許状の種類（免許教科・領域）」欄に記載する認定申請中（予定）の免許状の種類の左側に「△」を付し、備考欄に認定申請中（予定）である旨を記載すること。

なお、117 ページの表において①～⑧の複数の場合に該当する大学は、「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」は、１部提出すれば足りるため、複数枚に分けないこと。ただし、学部と大学院など、異なる課程（21 ページに記載の区分参照）について変更を行う場合は、「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」を含め一式を課程ごとに作成すること。

また、次ページの表⑦、⑧の場合に該当する学科等に係る変更届は、他の学科等に係る変更届とは別に作成すること。

（例１）一つの免許課程で授業科目の新設（①）と「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員の変更（⑤）がある場合

・「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」･･･１部提出（①と⑤で共通）
・「履歴書」「教育研究業績書」･･･変更した教職専任教員（⑤）に係るもの１部

（例２）一つの免許課程で次ページの表⑦に該当（⑦）する学科等において、同時に授業科目の新設（①）と「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員の変更（⑤）がある場合

・「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」･･･１部提出（①と⑤と⑦で共通）
・「届出をしようとする大学の課程の概要」･･･１部提出（⑦）
・「履歴書」「教育研究業績書」･･･変更した教職専任教員（⑤）に係るもの１部
・「設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況」･･･１部提出（⑦）
・「学則・履修規程等」（開設年度から適用するもの、及び従前適用していたもの）･･･１部提出（⑦）
・「組織改組対照表」･･･１部提出（⑦）
・「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談の状況」･･･１部提出（⑦）
・「改組等の前後における教育課程及び教育研究実施組織の変更状況」･･･１部提出（⑦）

全ての課程において、シラバスの提出は不要である。（＊）

○：提出が必要、×：提出が不要、△：場合により提出の要否が異なる

変更内容	必要書類														
	かがみ	変更内容一覧表	理由書（様式任意）	届出をしようとする大学の課程の概要	新旧対照表	シラバス ※9	各教科（保育内容）の指導法・教育の基礎的理解に関する科目等・特別支援教育に関する科目の教職専任教員		数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類	設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況	学則・履修規程等（開設年度から適用するもの）	学則・履修規程等（従前適用していたもの）	組織改組対照表（様式任意）	大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談の状況（様式任意）	改組等の前後における教育課程及び教育研究実施組織の変更状況
							履歴書	教育研究業績書							
① 授業科目を新設又は廃止する場合	○	○	○	×	○	×	△ ※1	△ ※1	△ ※2	×	×	×	×	×	×
② 授業科目の名称等を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	△ ※2	×	×	×	×	×	×
③ 授業科目の単位数を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
④ 授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑤ 教職専任教員に係る変更を行う場合	○	○	○	×	○	×	△ ※3	△ ※3	×	×	×	×	×	×	×
⑥ 教職専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑦ 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し、変更する場合	○	○	○	○	○ ※4	×	△ ※5	△ ※5	△ ※5	○	○ ※6	○ ※6	○	○ ※7	○ ※8
⑧ 教職課程認定審査の確認事項1(1)④に該当し、変更する場合	○	○	○	○	○ ※4	×	△ ※5	△ ※5	△ ※5	○	○ ※6	○ ※6	○	○ ※7	○ ※8

＊ 全ての課程において、兼担教員又は兼任教員のみを変更する場合には、変更届の提出は不要である。また、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、専修免許課程以外の課程における「大学が独自に設定する科目」の教員に係る変更のみを行う場合も、変更届の提出は不要である。

＊ 認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合を除く教育実習実施計画の変更については、変更届の提出は不要である。

※１　授業科目新設の場合で、教職専任教員が担当する場合にのみ必要である。ただし、教職課程認定基準４－８（２）に定める共通開設による授業科目新設で、４－８（４）による教職専任教員の共通化の場合は、当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である（共通開設とともに教職専任教員に係る変更を行う場合は履歴書・教育研究業績書の提出は必要である）。

（例１）Ａ学科（幼一種免・小一種免）開設の「教育の基礎的理解に関する科目」をＢ学科（中一種免（国語）・高一種免（国語））で共通開設する場合

→Ａ学科（④）、Ｂ学科（①）の手続きが必要。Ｂ学科（①）における共通開設科目担当の教職専任教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要。

（例２）Ａ学科（幼一種免・小一種免）開設の「教育の基礎的理解に関する科目」をＢ学科（中一種免（国語）・高一種免（国語））で共通開設するとともに、当該科目の教職専任教員をＣ教員からＤ教員へ変更する場合

→Ａ学科（④と⑤）、Ｂ学科（①）の手続きが必要。共通開設科目担当のＤ教員の履歴書・教育研究業績書の提出は必要。

※２　新たに教育職員免許法施行規則第 66 条の６に定める科目において「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を開設する場合（①）及び「情報機器の操作」として開設している科目が数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目となり、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」に変更となる場合（②）に提出が必要である。

※３　教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは、「担当する授業科目」と「教職専任教員に係る変更の内容」が以下の組合せの場合である（免許状の種類にかかわらず共通）。

担当する科目区分 教職専任教員に係る変更の内容	各教科（保育内容）の指導法 教育の基礎的理解に関する科目等 特別支援教育に関する科目
（Ａ）教職専任教員を追加する場合	○
（Ｂ）既に配置されている兼担教員・兼任教員を教職専任教員にする場合	○
（Ｃ）既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を追加する場合	○
（Ｄ）教職専任教員を削除する場合	×
（Ｅ）既に配置されている教職専任教員を兼担教員・兼任教員にする場合	×
（Ｆ）既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を削除する場合	×

＊　上記表にない「領域に関する専門的事項（専修免許状の課程における「準ずる科目」、「指定大学が加える科目」を含む。）」「教科に関する専門的事項（専修免許状の課程における「準ずる科目」、「指定大学が加える科目」を含む。）」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目（専修免許状の課程における「準ずる科目」を含む。）」の教職専任教員を変更する場合は、（Ａ）～（Ｃ）の場合であっても当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である（変更届の提出は必要である）。

※４　⑦、⑧の場合に該当する学科等の変更届については、改組前後で変更のない科目区分においても、新旧対照表を漏れなく提出すること（特に、「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目」の新旧対照表の提出漏れが多くみられるため、注意すること）。

※５　⑦、⑧の場合に該当する学科等の変更届について、表①～⑥に該当する変更がある場合、①～⑥の場合の必要提出書類を確認し、⑦、⑧の書類に併せて漏れなく提出すること。特に、「履歴書」

「教育研究業績書」について、※１、※３の留意事項を参照し、漏れのないようにすること。

※６　学則･履修規程については､106 ページの課程認定申請を行う場合に準じて提出するとともに、届出を行おうとする課程の授業科目・単位数（新旧対照表の新課程・旧課程に記載の科目）について、該当箇所に下線を引く、着色する等して、教職課程の科目を明確にすること（着色した場合は、欄外に凡例を示すこと）。

※７　大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談申し込み状況等について記載すること（様式は大学の任意で差し支えない）。大学設置室から事前相談結果が伝達されている場合は、あわせて「設置にかかる事前相談の結果」を提出すること（変更届提出時点で結果が伝達されていない場合は、結果連絡が届き次第、速やかに提出すること）。なお、国立大学の場合は、高等教育局国立法人支援課との相談状況を詳述すること。

※８　記載内容については､「新旧対照表」及び「設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況」をもとに作成すること（エクセルファイルのまま提出すること）。

※９　全ての課程においてシラバスの提出は不要であるが、各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等、外国語（英語）の教科に関する専門的事項の科目又は特別支援教育に関する科目を新設するなどの変更を行う場合は、授業計画が各コアカリキュラムを満たす内容となっているか確認すること。

ｉ）かがみ

＜作成例＞

（様式第１号　届出（かがみ））

文書番号

① 令和○○年○月○○日

②

文部科学大臣　○○　○○　殿

届出者（設置者）名

③ 届出者（設置者）の長の職名及び氏名 ④

○○大学の認定課程における学科等の
教育課程の変更について（届出）

この度、令和○○年○○月○○日より、別添変更内容一覧表で示す内容について変更することを、別紙のとおり届け出ます。

＜記載上の注意＞

① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。

② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。

③ 「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載す

ること。

届出者（設置者）名

・国立大学→国立大学法人名
・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
・私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

・国立大学→当該国立大学法人の長
・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④ 押印は不要とする。

ⅱ）変更内容一覧表

（Ⅰ 教育課程の変更届）

（変更内容一覧表）

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を新設又は廃止する場合	授業科目の名称等を変更する場合	授業科目の単位数を変更する場合	授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法を変更する場合	教職専任教員に係る変更を行う場合	教職専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）④に該当し、変更する場合
1	教育学部教育学科 児童教育専攻	幼一種免					○	○		
2		小一種免					○			
3		特支一種免（知・肢・病）						○		
4	工学部 機械工学科	高一種免（工業）	○				○	○		

(E)

（Ⅰ 教育課程の変更届）

（変更内容一覧表）

変更内容一覧表

(C) (D)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を新設又は廃止する場合	授業科目の名称等を変更する場合	授業科目の単位数を変更する場合	授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法を変更する場合	教職専任教員に係る変更を行う場合	教職専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）④に該当し、変更する場合
1	情報科学学部 情報科学学科	中一種免（数学）							○	
2		高一種免（数学）					○		○	
3		高一種免（情報）	○	○					○	

(E)

（Ⅰ　教育課程の変更届）

（変更内容一覧表）

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を新設又は廃止する場合	授業科目の名称等を変更する場合	授業科目の単位数を変更する場合	授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法を変更する場合	教職専任教員に係る変更を行う場合	教職専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）④に該当し、変更する場合
1	工学研究科 機械工学専攻	高専免（工業）		○			○	○		

(E)

（Ⅰ　教育課程の変更届）

（変更内容一覧表）

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を新設又は廃止する場合	授業科目の名称等を変更する場合	授業科目の単位数を変更する場合	授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法を変更する場合	教職専任教員に係る変更を行う場合	教職専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）④に該当し、変更する場合
1	A大学 国際学部外国語学科	中一種免（英語）				○	○			○
2		高一種免（英語）				○	○			○
3		中一種免（フランス語）				○				○
4		高一種免（フランス語）				○				○
5	A大学 文学部人文学科	中一種（社会）	○	○		○	○			○
6		高一種（地理歴史）	○	○		○				○
7		高一種（公民）	○	○		○	○			○
8	A大学 理学部物理学科	中一種（理科）								○
9		高一種（理科）								○
10	B大学 外国語学部英文学科	中一種（英語）				○				○
11		高一種（英語）				○				○
12	B大学 外国語学部仏文学科	中一種（フランス語）				○				○
13		高一種（フランス語）				○				○
14	B大学 経営学部経営学科	中一種（社会）	○	○		○				○
15		高一種（公民）	○	○		○				○
16	B大学 情報学部情報学科	高一種免（情報）					○			○

(E)

＜記載上の注意＞

(A) 「**学部・学科等名**」欄は、認定を受けている学部名、学科等名を記載すること（特に、変更届⑦において、改組後の学部・学科等名が記載されている場合が多くみられるため、届出時点の学部・学科等名を記載すること）。専攻として認定を受けている場合は、学科名のみならず専攻名まで記載する必要がある。
また、変更届⑧の場合で、複数の大学を統合する場合、大学名から記載すること。

(B) 「**免許状の種類**」欄は、認定を受けている免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類）ごとに行を分けて記載すること。ただし、特別支援学校の教諭の免許状に当たっては特別支援領域の種類は１行にまとめて記載すること。

(C) 「**教育課程の変更届の変更内容**」欄は、該当する変更内容に「○」印を記載すること。なお、複数の変更内容を同時に届け出る場合は、該当箇所全てに「○」印を記載し、該当する変更内容に係る必要書類を全て提出すること。

(D) 教職課程認定審査の確認事項１（１）③に該当し変更する場合において、共通開設科目にかかる変更を同時に届け出た場合であっても、１（１）③に該当し届け出る学科等以外の学科等にかかる変更届の提出は別途必要となるので、留意すること（例えば、令和７年度改組に当たって、大学において共通開設している「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員変更を含む、Ａ学科にかかる変更届⑦の書類を令和５年度に提出し、届出による変更が認められた場合においても、令和６年度中に、Ａ学科以外の学科等にかかる「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員変更の届出を行う必要がある）。

(E) 学科等及び免許状の種類が複数ある場合は適宜行を追加すること。また、それに伴い１ページに収まらない場合はページ数が増えても構わない。

ⅲ）理由書（様式任意）

当該変更が生じた理由を記載すること。

（例）・教職専任教員の退職に伴い新たに教職専任教員を雇用するとともに、授業内容の変更を伴う授業科目名称の変更を行うため。

（例）・○○学部○○学科を改組して届出により設置予定の●●学部●●学科について、教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしており、教職課程認定審査の確認事項１（１）③に該当するため、届出により変更を行うものである。

（例）・○○大学及び●●大学を統合して令和●年度から△△大学を設置予定であり、その際、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第２条第５項により、教員審査の省略が認められている。△△大学▲▲学科については、教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の○○大学□□学科及び●●大学■■学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしており、教職課程認定審査の確認事項１（１）④に該当するため、届出により変更を行うものである。

ⅳ）新旧対照表（①～⑦）

認定課程における変更に係る科目（「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」など）ごとに新旧対照表を作成すること。

イ　領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）

＜作成例＞

（Ⅰ 教育課程の変更届）
（新旧対照表）

領域及び保育内容の指導法に関する科目の変更届新旧対照表

① 大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局	④	担当者	
② 設置者名	○○○○	電話番号			
③ 大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	e-mail			

⑤ 教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	⑥ 入学定員	⑦ 直近の認定年度	⑧ 認定を受けている免許状の種類（免許教科）	⑨ 新学則等の適用年度	⑩ 備考
	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	幼一種免	－	

施行規則に定める科目区分等			新			⑫		旧					変更内容等
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	⑪ 授業科目	単位数 必	単位数 選	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必	単位数 選	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	幼児と健康	2		○○○○教授		健康Ⅰ 健康Ⅱ	2	 2	○○○○教授		名称変更 廃止
		人間関係	幼児と人間関係	2		△△△△講師		人間関係Ⅰ 人間関係Ⅱ	2	 2	△△△△講師		名称変更 廃止
		環境	幼児と環境	2		××××准教授		環境Ⅰ 環境Ⅱ	2	 2	××××准教授		名称変更 廃止
		言葉	幼児と言葉	2				言葉Ⅰ 言葉Ⅱ	2	 2			名称変更 廃止
		表現	音楽表現 造形表現	2 2				音楽表現 造形表現	2 2				
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		保育内容総論	2		⑬（○○○○教授）		保育内容総論	2		（○○○○教授）		

●単位数 ⑭ ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	（新）14単位／（旧）14単位	●教職専任教員数（領域に関する専門的事項）	（新）3人／（旧）3人
・教員の免許状取得のための選択科目	（新）0単位／（旧）8単位	教職専任教員数（保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等） ⑮	（新）○人／（旧）○人
⑦ ・「領域に関する専門的事項」及び「保育内容の指導法」の必修単位数の合計	（新）○○単位／（旧）○○単位	●必要教職専任教員数（合計）	（新）○人／（旧）○人

※１当該学科等の名称変更をした場合は、「令和○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※２科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

ロ　教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）

＜作成例＞

（Ⅰ　教育課程の変更届）
（新旧対照表）

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局		担当者	
設置者名	○○○○	電話番号			
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	e-mail			

教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考
	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	小一種免	－	

施行規則に定める科目区分等			⑯ 新							旧							⑲
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種等	共通開設 学科等	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種等	共通開設 学科等	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	変更内容等
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	国語	2			他	○○○○教授	××学科共通開設	国語	2				○○○○教授		共通開設に関する変更
			小学国語Ⅰ		2			（○○○○教授）		小学国語		2			（○○○○教授）		名称変更
			小学国語Ⅱ		2			（○○○○教授）									新設
		社会	歴史	2			他	××××准教授	××学科共通開設	歴史	2				××××准教授		共通開設に関する変更
			小学社会	2				（××××准教授）									新設
		算数	算数	2				○○○○准教授	⑰	算数	2				○○○○准教授		
			小学算数		2			（○○○○准教授）	これらより2単位選択必修	小学算数		2			（○○○○准教授）		履修方法変更
			・・・・・・		2			（○○○○准教授）		・・・・・		2			（○○○○准教授）		履修方法変更
		理科	理科	2				△△△△教授		理科	2				△△△△教授		
			小学理科		2			（△△△△教授）		小学理科		2			（△△△△教授）		
			・・・・・・		2			（△△△△教授）		・・・・・・		2			（△△△△教授）		
		生活	生活	2						生活	2						
			小学生活		2					小学生活		2					
		音楽	音楽	2				⑱ ●○○○○講師		音楽	2				△△△△講師		教職専任教員変更
			児童音楽	2				（●○○○○講師）		児童音楽	2				（△△△△講師）		教職専任教員変更
			児童音楽	2				（●○○○○講師）		児童音楽	2				（△△△△講師）		教職専任教員変更
		図画工作	図画工作	4						図画工作	2						単位数変更
			絵画Ⅰ	2			他		△△学科共通開設								新設
										児童図画工作	2						廃止
		家庭	家庭	2						家庭	2						
			小学家庭	2						小学家庭		2					履修方法変更
			・・・・・・		2					・・・・・・		2					
		体育	体育	2				××××講師		体育	2				××××助教		職位変更
			児童体育	2				（××××講師）		児童体育	2				（××××助教）		職位変更
		外国語	英語	2						英語	2						
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目																

●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	（新）36単位／（旧）28単位
	・教員の免許状取得のための選択科目	（新）14単位／（旧）16単位
	・「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」の必修単位数の合計	（新）○○単位／（旧）○○単位

●教職専任教員数（教科に関する専門的事項）	（新）6人／（旧）6人
教職専任教員数（各教科の指導法）	（新）○人／（旧）○人
教職専任教員数（教育の基礎的理解に関する科目等）	（新）○人／（旧）○人
●必要教職専任教員数（合計）	（新）○人／（旧）○人

※１当該学科等の名称変更をした場合は、「令和○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※２科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

＜記載上の注意＞

① 「**大学名**」欄は、変更に係る科目を有する認定課程の種類に応じて記載すること（23 ページ①参照）。

（例）・大学学部学科等における課程　→　○○大学（学部学科等の課程）

② 「**設置者名**」欄は、変更年度（令和７年度に変更届を提出し、令和８年度から変更後の教育課程を開始する場合、変更年度は令和７年度である。）の４月１日時点における大学の設置者を記載すること（法人名を記載することとし、法人の長の氏名は記載しないこと）。

③ 「**大学の位置**」欄は、変更に係る科目のある認定課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

④ 「**担当部局**」「**電話番号**」「**e-mail**」「**担当者**」欄は、当該書類を提出した大学の教職課程担当者について記載すること。変更する課程が複数ある場合であっても、大学の窓口としての連絡先を一つ記載すること。

⑤ 「**学部**」「**学科等**」欄は、新旧それぞれの認定課程を有する学部学科等を記載すること。なお、該当のない項目については「－」を記載すること。

⑥ 「**入学定員**」欄は、学則に定める入学定員を記載すること（記載に当たっては数字のみとし、単位（人）は記入しないこと）。

※　編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は含めない。

⑦ 「**直近の認定年度**」欄は、「**学科等**」欄に記載する学科等の認定年度を記載すること。学部学科等の改組・再編を伴わない学科名称のみの変更を行った場合は、名称変更前の学科等の認定年度を記載すること（直近の変更届提出年度及び審査年度ではないため注意すること）。

直近の認定年度から、現在までの間に、改組を伴わない学科名称のみの変更を行っている場合には、以下のように、新旧対照表の欄外下に名称の変更年度を記載すること。

（例）・令和○○年度より、○○学科が○○学科へ名称変更済。

※　平成３０年度に再課程認定を受けた課程の認定年度は、「令和元年度」であるので留意すること。

⑧ 「**認定を受けている免許状の種類（免許教科）**」欄は、今回変更を行う認定課程の免許状の種類、免許教科を記載すること。

記載に当たっては、免許状の種類に応じて略記すること（25 ページ参照）。

⑨ 「**新学則等の適用年度**」欄は、変更に係る内容が学則・履修規程等に規定され、適用される年度を記載すること。なお、教職専任教員の変更や職位の変更のみであれば、学則・履修規程等に規定されている事項ではないため、同欄には「－」を記載すること。

⑩ 「**備考**」欄は、変更に係る内容が適用される学生の入学年度について記載すること。例えば、令和８年度入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「令和８年度入学生より適用する。」と記載すること。

なお、複数年度の入学生の教育課程に適用する場合は、該当年度の入学生に適用する旨（例えば、令和７年度・令和８年度の入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「令和７年度入学生及び令和８年度入学生に適用する。」）を記載すること。

また、全学年の教育課程に適用する場合は、同欄に「全学年に適用する。」と記載すること。

⑪ 「**授業科目**」「**単位数**」欄及び本＜記載上の注意＞以外の項目は、Ⅱ．２．様式の作成例及び記入要領（22 ページ～参照）を参照して、同様に記載すること。

⑫ 「**教職専任教員**」欄は、各授業の担当教員のうち、教職専任教員の氏名を記載すること（兼担教員、兼任教員の氏名は記載しないこと）。一つの授業科目を複数の教職専任教員で担当する場合は、全員の氏名を記載すること。

⑬ 同一教職専任教員が複数の授業科目を担当する場合、これらの科目のうちいずれか一つの科目を除いて、当該教員の氏名・職名は括弧を付して記載すること。なお、例えば、幼稚園の教職課程における「領域に関する専門的事項」の教職専任教員は、３領域以上にわたり、それぞれにおいて１人を配置することが必要となっている。このことから、括弧を付けるに当たっては、適切な教員配置が行われていることが分かるように、配置が必要な科目において括弧を付さずに教員氏名を記載し、それ以外に括弧を付すようにすること。

⑭ 「**●単位数**」は、（新）（旧）それぞれに記載している授業科目の単位数を、「**必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」と「**選択科目**」に分けて記載すること。

各欄の単位数の算出方法は以下のとおり。

・「**必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」欄

＝必修科目欄の単位数合計＋選択必修で最低限選択しなければならない単位数

・「**選択科目**」欄

＝選択科目欄の単位数合計－選択必修で最低限選択しなければならない単位数

⑮ 「**●教職専任教員数（領域に関する専門的事項）**」「**●教職専任教員数（保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等）**」は、（新）（旧）それぞれ教職専任教員数（実数）を記載すること（「教職専任教員」欄に（　）を付さずに記載されている教員氏名の数と一致しているか確認すること）。

「**●必要教職専任教員数（合計）**」は、教職課程認定基準に規定されている、（新）（旧）それぞれの必要教職専任教員数を正確に記載すること。

⑯ 認定基準４－３（２）若しくは４－４（２）、又は４－８（１）～（３）により、他学科等の科目をあてる場合、又は科目を共通開設する場合、同一学科等で共通開設を行う場合は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」を、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載し、複数の学科等で共通開設を行う場合及び他学科等の科目をあてる場合は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」を、「**履修方法**」欄に開設学科等の名称を記載すること（「**学校種等**」欄の記載は不要）。なお、教職課程認定基準に照らして適切であるかどうかを各大学において確認すること。

⑰ 複数の授業科目の中からいくつかの科目を選択必修とする場合、当該科目の単位数は「**選択**」欄に単位数を記載し、選択必修の旨を当該科目の「**履修方法**」欄に記載すること。

⑱ 教職課程認定基準の規定により、いわゆる「ただし書教員」を教職専任教員に置く場合は、当該教員の氏名左側に「●」を付すこと。

⑲ 変更箇所については下線を引き、「**変更内容等**」欄に変更内容を記載すること。

変更する内容	新・旧欄の記載	「変更内容等」欄の記載
授業科目を新設する場合	「新」欄に記載された新設授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「新設」
授業科目を廃止する場合	「旧」欄に記載された廃止授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「廃止」
授業科目の名称を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の名称に下線を引く。	「名称変更」
授業科目の単位数を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の単位数に下線を引く。	「単位数変更」
授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択など）を変更する場合	「履修方法」欄など、履修方法等を変更した箇所に下線を引く。	「履修方法変更」
授業科目の開設方法を共通開設に変更する場合	「共通開設」欄に記載された学校種等と学科等に下線を引く。	「共通開設に関する変更」
授業科目の開設方法を連携開設科目に変更する場合	「共通開設」欄に記載された学校種等と学科等に下線を引く。	「連携開設科目（〇〇大学）」 ※「〇〇大学には当該授業科目を開設する大学名を記載
教職専任教員を追加する場合 （兼担・兼任教員から教職専任教員への変更を含む）	「新」欄に記載された追加教職専任教員に下線を引く。	「教職専任教員追加」
教職専任教員を削除する場合 （教職専任教員から兼担・兼任教員への変更を含む）	「旧」欄に記載されている教職専任教員に下線を引く。	「教職専任教員削除」
教職専任教員を、Ａ教員からＢ教員へ変更する場合	「旧」欄のＡ教員及び「新」欄のＢ教員の氏名に下線を引く。	「教職専任教員変更」
教職専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	変更前・変更後の当該教員（職位含む。）に下線を引く。	「職位変更」

（例１）授業科目「教育原理」を廃止して、授業科目「教育学概論」と「学校と教育の歴史」を置く場合
- 授業科目「教育原理」　→　廃止
- 授業科目「教育学概論」　→　新設
- 授業科目「学校と教育の歴史」　→　新設

（例２）授業科目「生徒指導論」と「進路指導論」を統合して、「生徒指導・進路指導論」を置く場合
- 授業科目「生徒指導論」　→　廃止
- 授業科目「進路指導論」　→　廃止
- 授業科目「生徒指導・進路指導論」　→　新設

（例３）授業科目「生徒指導・進路指導論」を分離して、「生徒指導論」と「進路指導論」を置く場合
- 授業科目「生徒指導・進路指導論」　→　廃止
- 授業科目「生徒指導論」　→　新設
- 授業科目「進路指導論」　→　新設

⑳ 「**教職専任教員**」の記載に当たって、「今年度教員採用予定」など、不確定な内容を記載することは認められないため注意すること。また、（新）の教育課程等について、必要配置教職専任教員数を満たしているかなど、教職課程認定基準を満たしているかを各大学において確認すること。

㉑ 当該課程の科目数が多く、新旧対照表が１ページに収まらない場合は、ページ数が増えても構わない。

ハ　教科及び教科の指導法に関する科目（中・高用）

・中学校教諭の教職課程と高等学校教諭の教職課程は、免許教科が同じであるか否かに関わらず、別葉で作成すること。

＜作成例＞

（1 教育課程の変更届）
（新旧対照表）

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局		担当者	
設置者名	○○○○	電話番号			
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	e-mail			

教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考
	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	中一種免（社会）	－	

施行規則に定める科目区分等		新							旧							変更内容等
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種等	共通開設 学科等	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種等	共通開設 学科等	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 ① 日本史・外国史	日本史概論	2		高（地歴）	同	○○○○教授		日本史概論	2		高（地歴）	同	○○○○教授		
		外国史概論	2		高（地歴）	同	（○○○○教授）		外国史概論	2		高（地歴）	同	（○○○○教授）		
		日本史Ⅰ	2				（○○○○教授）		日本史Ⅰ	2				（○○○○教授）		
		歴史		2		他		××学科開設科目	・・・・・・		2			（○○○○教授）		新設 廃止
	地理学（地誌を含む。）	地理学概論	2		高（地歴）	同			地理学概論	2		高（地歴）	同			
		地誌	2		高（地歴）	同			地誌	2		高（地歴）	同			
		自然地理学	2						自然地理学	2						
		人文地理学	2						人文地理学	2						
		・・・・・・		2					・・・・・・		2					
	「法律学、政治学」	法律学概論	2		高（公民）	同	○○○○准教授		法律学	2		高（公民）	同	○○○○准教授		名称変更
		・・・・・・		2			（○○○○准教授）	いずれか1科目選択必修	・・・・・・		2			（○○○○准教授）		履修方法変更
		・・・・・・		2			（○○○○准教授）		・・・・・・		2			（○○○○准教授）		履修方法変更
	「社会学、経済学」	社会学概論	2		高（公民）	同	○○○○助教		社会学概論	2		高（公民）	同	○○○○助教		
		経済学概論	2		高（公民）	同	（○○○○助教）		経済学概論	2		高（公民）	同	（○○○○助教）		
		・・・・・・		2			（○○○○助教）		・・・・・・		2			（○○○○助教）		
	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	4		高（公民）	同	××××講師		哲学	2		高（公民）	同	××××助教		単位数変更 職位変更
		・・・・・・		2			（××××講師）		・・・・・・		2			（××××助教）		職位変更
		・・・・・・		2			（××××講師）		・・・・・・		2			（××××助教）		職位変更
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を含わせた内容に係る科目	社会		2		他		△△学科共通開設								新設
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	社会科指導法Ⅰ	2			他		△△学科共通開設								新設
		社会科指導法Ⅱ	2			他		全学共通科目	社会科指導法Ⅰ	2			他		全学共通科目	名称変更
		社会科指導法Ⅲ	2			他		全学共通科目	社会科指導法Ⅲ	2			他		全学共通科目	
		社会科教育法（小中）		2		他		△△学科共通開設								新設
		社会科・地理歴史科教育法Ⅰ		2		他		いずれか1科目選択必修 全学共通科目	社会科指導法Ⅱ	2			他		全学共通科目	名称変更 履修方法変更
		社会科・公民科教育法Ⅱ		2		他		全学共通科目	社会科指導法Ⅳ	2			他		全学共通科目	名称変更 履修方法変更

③
- ●単位数・「教科に関する専門的事項」の開設総単位数　（新）38単位／（旧）36単位
- ・「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数（他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。）　（新）2単位／（旧）0単位
- ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）　（新）34単位／（旧）30単位
- ・教員の免許状取得のための選択科目　（新）18単位／（旧）14単位

- ●教職専任教員数　（教科に関する専門的事項）　（新）4人／（旧）4人
- ●必要教職専任教員数　（教科に関する専門的事項）　4人

※1当該学科等の名称変更をした場合は、「令和○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※2科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。
※3○○○○…　一般的包括的な内容を含む科目
※4教職専任教員数（合計）には「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の教職専任教員は含めないこと。

＜記載上の注意＞

① 「**各科目に含めることが必要な事項**」欄は、変更に係る科目のある認定課程の免許教科に応じて、施行規則第４条又は第５条表備考第一号に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」の各事項名をそのまま正確に記載すること。

※　同規則第４条又は第５条表備考第一号において「…（○○を含む。）」や「「○○、○○」」などのように、（　）や「　」で記載されているものもそのまま記載すること。

② 「**新**」欄・「**旧**」欄ともに、「**授業科目**」欄・「**単位数**」欄において、事項ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数の欄を灰色で塗ること。

※　「一般的包括的な内容」とは、その学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏

っていないものである（教職課程認定審査の確認事項２（１）参照）。

（例）中一種免（社会）の場合

その区分の一般的包括的な内容を、授業科目「日本史概論」及び「外国史概論」の二つの授業科目で満たす場合には、これら両方の授業科目名称とその単位数のセルを灰色で塗ること。

③ 「**●単位数**」欄の「**「教科に関する専門的事項」の開設総単位数**」及び「**「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数（他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。）**」の記載にあたっては、34 ページ Ⅱ．２．（３）ｖ）中高・教科及び教科の指導法に関する科目を参照すること。

④ 教職課程認定基準の規定により、いわゆる「みなし教職専任教員」を置く場合は、当該教員の氏名左側に「※」を付すこと。

⑤ 上記以外の注意事項については、「イ　領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ　教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）」の「＜記載上の注意＞」を参照すること。

ニ　特別支援教育に関する科目

＜作成例＞

（Ⅰ 教育課程の変更届）
（新旧対照表）

特別支援教育に関する科目の変更届新旧対照表

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局		担当者	
設置者名	○○○○	電話番号			
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	e-mail			

教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（特別支援教育領域）	新学則等の適用年度	備考
	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	特支一種免（知・肢・病）	－	

免許法施行規則に定める科目区分		新 授業科目	単位数 必	単位数 選	中心	含む	教職専任教員 氏名・職名	備考	旧 授業科目	単位数 必	単位数 選	中心	含む	教職専任教員 氏名・職名	備考	変更内容等
特別支援教育の基礎理論に関する科目 ②		○特別支援教育総論	2				○○○○教授		○特別支援教育総論	2				○○○○教授		
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目								○知的障害者の心理	2		知		○○○○准教授		廃止
									○知的障害者の生理・病理	2		知		（○○○○准教授）		廃止
		○知的障害者の心理・生理病理	2		知		○○○○准教授									新設
		○肢体不自由者の心理・生理・病理	2		肢	知 病			○肢体不自由者の心理・生理・病理	2		肢	知 病			③
		○病弱者の心理・生理・病理	2		病	知 肢			○病弱者の心理・生理・病理	2		病	知 肢			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	○知的障害者教育論	2		知	肢 病	（○○○○准教授）		○知的障害教育Ⅰ	2		知	肢 病	（○○○○准教授）		名称変更
									知的障害教育Ⅱ	2		知		（○○○○准教授）		廃止
		○肢体不自由者教育論	2		肢		○○○○講師		○肢体不自由者教育論	2		肢		○○○○助教		職位変更
		○病弱者教育論	2		病				○病弱者教育論	2		病				
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育総論	2		知				知的障害教育総論	1		知				単位数変更
		肢体不自由教育総論	2		肢				肢体不自由教育総論	1		肢				単位数変更
		病弱教育総論	2		病				病弱教育総論	1		病				単位数変更
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目								○視覚障害者の心理、生理、病理	1		視				廃止
									○聴覚障害者の心理・生理病理	1		聴				廃止
		○発達障害者の心理・生理病理	1		発			言語・自閉・情緒・LD・ADHD	○発達障害者の心理・生理病理	1		発			言語・自閉・情緒・LD・ADHD	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目								○視覚障害者教育論	1		視				廃止
									○聴覚障害者教育論	1		聴				廃止
		○重複障害者教育論	2		重	発		言語・自閉・情緒・LD・ADHD	○重複障害者教育論	2		重	発		重複・言語・自閉・情緒・LD・ADHD	
		○発達障害者教育論	1		発			言語・自閉・情緒・LD・ADHD								新設
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	○視覚障害者教育総論	1		視											④
		○聴覚障害者教育総論	1		聴											新設
		ＬＤ等教育総論		2	発	重	（○○○○教授）	重複・言語・自閉・情緒・LD・ADHD	ＬＤ等教育総論		2	発	重	（○○○○教授）	重複・言語・自閉・情緒・LD・ADHD	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		教育実習	3				（○○○○教授）		教育実習	3				（○○○○教授）		

●単位数　・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）　（新）29単位／（旧）31単位
・教員の免許状取得のための選択科目　（新）2単位／（旧）2単位

●教職専任教員数（合計）　①（新）1人／（旧）1人
②（新）視　人・聴　人・知肢病 1人／（旧）視　人・聴　人・知肢病 1人
③（新）視　人・聴　人・知肢病 1人／（旧）視　人・聴　人・知肢病 1人
⑤
●必要教職専任教員数　3人

⑥
※
○視覚障害者に関する教育の領域：　1単位/8単位　（心理等：0単位/1単位、教育課程等：0単位/2単位、心理・教育課程等：1単位）
○聴覚障害者に関する教育の領域：　1単位/8単位　（心理等：0単位/1単位、教育課程等：0単位/2単位、心理・教育課程等：1単位）
○知的障害者に関する教育の領域：　6単位/4単位　（心理等：2単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：2単位）
○肢体不自由者に関する教育の領域：　6単位/4単位　（心理等：2単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：2単位）
○病弱者に関する教育の領域：　6単位/4単位　（心理等：2単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：2単位）

※1当該学科等の名称変更をした場合は、「令和○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※2科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。
※3特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに対応する科目については、科目名称に○を付すこと。
①：特別支援教育の基礎理論に関する科目
②：特別支援教育領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
③：特別支援教育領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

＜記載上の注意＞

① 「**認定を受けている免許状の種類（特別支援教育領域）**」欄は、認定を受けている課程の特別支援教育領域に応じて、下記例のように記載すること。

（例１）

・視覚障害者に関する教育の領域　→　特支一種免（視）
・聴覚障害者に関する教育の領域　→　特支一種免（聴）
・知的障害者に関する教育の領域　→　特支一種免（知）
・肢体不自由者に関する教育の領域　→　特支一種免（肢）
・病弱者に関する教育の領域　→　特支一種免（病）

（例２）知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域　→　特支一種免（知・肢・病）

② 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに対応する科目については、科目名称に〇を付すこと。

③ 「**新**」「**旧**」欄中、「**中心**」欄及び「**含む**」欄には、それぞれ各授業科目の「中心となる領域」又は「含む領域」を（例）のように略記すること。中心となる領域以外に含まれる領域がない場合は、斜線を引くこと。

（例）

・視覚障害者→視　・聴覚障害者→聴　・知的障害者→知　・肢体不自由者→肢　・病弱者→病

④ 「**免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目**」欄に開設する授業科目のうち、「複数の障害を併せ有する者に関する教育」（重複障害）又は「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」を取扱う科目について、「**中心**」欄又は「**含む**」欄には、「**重**」又は「**発**」と記載すること。

あわせて、当該授業科目の「**備考**」欄に、当該授業科目に含まれる障害を（例）のように略記すること。

（例）

・重複障害→重複　・言語障害→言語　・自閉症→自閉　・情緒障害→情緒　・学習障害→ＬＤ
・注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）→ＡＤＨＤ

⑤ 認定基準４－５（４）を参照の上、それぞれの区分に教職専任教員を配置し、「**●教職専任教員（合計）**」欄に区分ごと、領域ごとに教職専任教員数を記載すること。そのうち１人以上が教授であることを確認すること。

⑥ 枠下の「**※**」については、48 ページⅻ）特別支援教育に関する科目の⑦を参照すること。

⑦ 上記以外の記載については、「イ　領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ　教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）の「＜記載上の注意＞」を参照すること。

ホ　教育の基礎的理解に関する科目等

＜作成例＞

（Ⅰ　教育課程の変更届）
（新旧対照表）

教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表（小）

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局		担当者	
設置者名	○○○○	電話番号			
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	e-mail			

	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考
教育課程を変更する学科等	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	小一種免	－	

免許法施行規則に定める科目区分等		新							旧						変更内容等
科目区分	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種等	教職専任教員 氏名・職名	履修方法		授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種等	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論 教育本質論	 2	2 2	幼中高 幼中高	②	1科目選択必修		教育原論	2		幼			履修方法変更 共通開設に関する変更 新設
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2		幼中高				教職概論	2		幼			共通開設に関する変更
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2		幼中高	○○○○講師 ①			教育制度論	2		幼	○○○○助教		職位変更 共通開設に関する変更
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習・発達論 教育心理学	 2	2	幼 幼中高				学習・発達論 教育心理学	 2	2	幼 幼			共通開設に関する変更
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1		幼中高				特別支援教育概論	1		幼			共通開設に関する変更
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2		幼				カリキュラム論	2		幼			名称変更
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	2		中	（××××教授）	③		道徳教育の指導法	2			（××××教授）		共通開設に関する変更
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		中高	××××教授	特別活動の指導法を含む		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			××××教授	特別活動の指導法を含む	共通開設に関する変更
	特別活動の指導法														
	教育の方法及び技術	教育方法論	2		幼	（××××教授）			教育方法論	2		幼	（××××教授）		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育におけるICT活用（小）	1						教育におけるICT活用（小）	1					
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導	2		中高	●▲▲▲▲▲教授	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む		生徒指導・進路指導	2				進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む	共通開設に関する変更 教職専任教員追加
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2		幼中高				教育相談の理論と方法	2		幼			共通開設に関する変更
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法														
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前事後指導 教育実習（幼小）	1 4		幼 幼				教育実習事前事後指導 教育実習	1 4					共通開設に関する変更 名称変更 共通開設に関する変更
	学校体験活動														
	教職実践演習	教職実践演習（幼・小）	2		幼				教職実践演習（小）	2					名称変更 共通開設に関する変更

●単位数　・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）　（新）29単位／（旧）29単位
・教員の免許状取得のための選択科目　（新）4単位／（旧）2単位

●教職専任教員数（教育の基礎的理解に関する科目等）　（新）3人／（旧）2人
教職専任教員数（各教科の指導法）　（新）○人／（旧）○人
教職専任教員数（教科に関する専門的事項）　（新）○人／（旧）○人
●必要教職専任教員数（合計）　（新）○人／（旧）○人

※１当該学科等の名称変更をした場合は、「令和○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※２科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

＜記載上の注意＞

① 「**教職専任教員**」欄について、網掛け部分のそれぞれに、１人以上の教職専任教員を配置する必要があるため、１人以上配置されているかどうかを確認すること。なお、当該網掛けについては、学校種ごとに異なっているため、変更に係る学校種の様式を使用するとともに、改変しないこと。

② 複数の学校種に渡って共通開設科目を充てている場合、教職課程認定基準に照らして適切であるかを各大学において確認すること。

③ 免許法施行規則に定める複数の事項を含む科目は、他に含む事項を「**履修方法**」欄に記載すること。

④ 中高の場合、教職専任教員（各教科の指導法）の人数については、課程認定申請の記載例（44 ページ）に準じ、校種・教科ごとに書き分けること。

⑤ 上記以外の記載については、「イ　領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ　教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）の「＜記載上の注意＞」を参照すること。

へ　大学が独自に設定する科目（学部）

＜作成例＞

（Ⅰ　教育課程の変更届）

（新旧対照表）

大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局		担当者
設置者名	○○○○	電話番号		
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	e-mail		

	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考
教育課程を変更する学科等	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	小一種免	－	

免許法施行規則に定める科目区分	新				旧				変更内容等
	授業科目	単位数 必	単位数 選	履修方法	授業科目	単位数 必	単位数 選	履修方法	
大学が独自に設定する科目	学校現場体験 ボランティア実習Ⅰ ボランティア実習Ⅱ ・・・・・・・	2	2 2 2		学校現場体験 ボランティア実習 ・・・・・・・		2 2 2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上修得	名称変更 新設 履修方法変更

①

※１当該学科等の名称変更をした場合は、「令和○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※２科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

＜記載上の注意＞

① 課程認定申請の記載例の備考欄（39 ページ）に準じ、認定を受けている免許種の法定単位数と、学部学科等で必修としている単位数により、履修方法欄を記載すること。

（例）小学校の課程の場合（大学が独自に設定する科目として法定２単位分が必要）

○「大学が独自に設定する科目」として、上記作成例のように、旧課程では必修科目を設けていなかったが、新課程では必修科目を２単位開設する場合

旧課程においては、「「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて２単位以上を修得」と記載する。また、新課程においては、「大学が独自に設定する科目」の必修科目によって必ず修得する単位数が法定最低修得単位数を満たすため、

空欄とすること。

ト　教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目

＜作成例＞

（Ⅰ 教育課程の変更届）
（新旧対照表）

教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目の変更届新旧対照表

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局		担当者	
設置者名	○○○○	電話番号			
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	e-mail			

	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考
教育課程を変更する学科等	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	小一種免	－	

免許法施行規則に定める科目区分		新				旧				変更内容等
		授業科目	単位数 必	単位数 選	履修方法	授業科目	単位数 必	単位数 選	履修方法	
日本国憲法		日本国憲法	2			日本国憲法	2			
体育		体育理論		2	これら3科目より1科目選択必修	体育理論		2	これら2科目より1科目選択必修	履修方法変更
		体育実技Ⅰ		2		体育実技		2		名称変更 履修方法変更
		体育実技Ⅱ		2						新設
外国語コミュニケーション		英会話Ⅰ	2			英会話Ⅰ	2			
		英会話Ⅱ	2			英会話Ⅱ		2		履修方法変更
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	情報処理入門 ①	2				2		①	プログラム認定科目
	情報機器の操作					情報処理入門				

※１当該学科等の名称変更をした場合は、「令和○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※２科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

＜記載上の注意＞

① 「情報機器の操作」として開設している科目が数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目となり、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」に変更となる場合、「**新**」欄及び「**旧**」欄の授業科目の名称に下線を引き、「**変更内容等**」欄に「プログラム認定科目」と記載すること。

チ　その他の科目

・養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、大学が独自に設定する科目についても、**文部科学省ホームページに掲載の様式により作成すること。**
・大学が独自に設定する科目については、一種・二種免許状の課程なのか、専修免許状の課程なのかに応じて、適切な様式を用いて記載すること。
・記載に当たっては、「イ　領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ　教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）の「＜記載上の注意＞」を参照すること。

ｖ）新旧対照表（⑧）

＜作成例＞

（Ⅰ 教育課程の変更届）

（新旧対照表）

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局		担当者	
設置者名	○○○○	電話番号			
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	e-mail			

教育課程を変更する学科等	新旧	大学・学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考
	新	○○大学 ○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧1	△△大学 △△学部	△△学科	○○	令和○○年度	中一種免（社会）	－	－
	旧2	□□大学 □□学部	□□学科	○○	令和○○年度	中一種免（社会）	－	－

施行規則に定める科目区分等			新							旧						①	
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種等	共通開設 学科等	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必	単位数 選	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	開設元大学・学科等	変更内容等
教科及び教科に関する	教科	日本史・外国史	日本史概論Ａ		2	高（地歴）	同	○○○○教授	いずれか1科目選択必修	日本史概論	2		○○○○教授		旧1	名称変更 履修方法変更
			日本史概論Ｂ		2	高（地歴）	同	××××講師		日本の歴史	2		××××講師		旧2	名称変更 履修方法変更
			外国史概論Ａ		2	高（地歴）	同		いずれか1科目選択必修	外国史概論	2				旧1	名称変更 履修方法変更
			外国史概論Ｂ		2	高（地歴）	同	◆◆○○教授		外国の歴史	2		◆◆○○教授		旧2	名称変更 履修方法変更
			日本史Ⅰ		2	高（地歴）	同	（○○○○教授）		日本史Ⅰ		2	（○○○○教授）		旧1	
			日本史Ⅱ		2	高（地歴）	同	（○○○○教授）		日本史Ⅱ		2	（○○○○教授）		旧1	
			日本古代・中世史		2	高（地歴）	同	（××××講師）		日本古代・中世史		2	（××××講師）		旧2	
			日本近世・近代・現代史		2	高（地歴）	同	（××××講師）		日本近世・近代・現代史		2	（××××講師）		旧2	
			世界史Ⅰ		2	高（地歴）	同			世界史Ⅰ		2			旧1	
			世界史Ⅱ		2	高（地歴）	同			世界史Ⅱ		2			旧1	
										東アジア史		2	（○○○○教授）		旧1	廃止
		地理学（地誌を含む。）	地理学		2	高（地歴）	同	□□□□准教授	地誌を含む「地理学」（計2単位）又は「地理学概論」「地誌」（計4単位）のいずれか選択必修	地理学	2		□□□□准教授	地誌を含む	旧1	履修方法変更
			地理学概論		2	高（地歴）	同	▲▲○○講師		地理学概論	2		▲▲○○講師		旧2	履修方法変更
			地誌		2	高（地歴）	同	（▲▲○○講師）		地誌	2		（▲▲○○講師）		旧2	履修方法変更
			人文地理学１	2		高（地歴）	同			人文地理学	2				旧1	名称変更
			人文地理学２		2	高（地歴）	同	（▲▲○○講師）		人文地理学	2		（▲▲○○講師）		旧2	名称変更 履修方法変更
			地誌概論		2	高（地歴）	同	（□□□□准教授）		地誌概論		2	（□□□□准教授）		旧1	
			自然地理学１	2		高（地歴）	同			自然地理学	2				旧1	名称変更
			自然地理学２		2	高（地歴）	同	（▲▲○○講師）		自然地理学	2		（▲▲○○講師）		旧2	名称変更 履修方法変更

の指導法に関する科目	専門的事項	「法律学、政治学」	法律学概論	2		高（公民）	同	○○○○准教授 ◆◆◆◆講師		法律学	2		○○○○准教授		旧１	名称変更 教職専任教員追加
			政治学概論		2	高（公民）	同	（○○○○准教授）	いずれか１科目選択必修	政治学		2	（○○○○准教授）	いずれか１科目選択必修	旧１	名称変更
			行政法		2	高（公民）	同	（○○○○准教授） （◆◆◆◆講師）		行政法		2	（○○○○准教授）		旧１	教職専任教員追加
										法律学	2		◆◆◆◆講師		旧２	廃止
										政治学	2				旧２	廃止
		「社会学、経済学」	社会学概論	2		高（公民）	同			社会学	2				旧２	名称変更
			経済学概論	2		高（公民）	同			経済学	2				旧２	名称変更
										社会学	2		○○■■准教授		旧１	廃止 教職専任教員削除
										経済学	2		（○○■■准教授）		旧１	廃止 教職専任教員削除
		「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	4		高（公民）	同	△△△△講師		哲学		2	△△△△助教	いずれか１科目選択必修	旧２	名称変更 単位数変更 履修方法変更 職位変更
			倫理学概論		2	高（公民）	同	（△△△△講師）		倫理学		2	（△△△△助教）		旧２	名称変更 履修方法変更 職位変更
			宗教学概論		2	高（公民）	同	（△△△△講師）		宗教学		2	（△△△△助教）		旧２	名称変更 履修方法変更 職位変更
										哲学概論		2		いずれか１科目選択必修	旧１	廃止
										倫理学概論		2			旧１	廃止
										宗教学概論		2			旧１	廃止
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		歴史総合		2		他		○○学部共通科目	歴史総合		2			旧１	
			教科内容構成（地歴）		2		他		○○学部共通科目	教科内容構成（地歴）		2			旧１	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		社会科教育法Ⅰ	2			他		全学共通科目	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2				旧１	名称変更
			社会科教育法Ⅱ	2			他	★★★★講師	全学共通科目	社会科教育法Ⅱ	2		☆☆☆☆准教授		旧１	教職専任教員変更
			社会科教育法Ⅲ	2			他		全学共通科目							新設
			社会科教育法Ⅳ	2			他		全学共通科目							新設
										社会科・公民科教育法Ⅲ	2				旧１	廃止
										社会科教育法Ⅳ	2				旧１	廃止
										教科教育法（中等社会Ⅰ）	4				旧２	廃止
										教科教育法（中等社会Ⅱ）	4				旧２	廃止

●単位数・「教科に関する専門的事項」の開設総単位数　（新のみ）54単位

・「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数（他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。）　（新のみ）0単位

・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）　（新）　30単位（旧１）28単位（旧２）30単位

・教員の免許状取得のための選択科目　（新）　36単位（旧１）22単位（旧２）　8単位

●教職専任教員数（教科に関する専門的事項）　（新）　8人（旧１）4人（旧２）5人

●必要教職専任教員数（教科に関する専門的事項）　4人

※１当該学科等の名称変更をした場合は、「令和○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※２科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。
※３○○○○…　一般的包括的な内容を含む科目
※４教職専任教員数（合計）には「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の教職専任教員は含めないこと。

＜記載上の注意＞

① 「**開設元大学・学科等**」欄には、当該授業科目が元々開設されていた従前の学科等を、「**大学・学部**」「**学科等**」欄の「**旧１**」「**旧２**」等の記載に応じて記載すること。
なお、授業科目の記載順は、変更後の課程における科目の配置に合わせる（「**新**」欄を基準とする）こ

と（「旧」欄を基準とし、「旧１」の科目→「旧２」の科目、の順に記載するなど、従前の学科等における科目の並び順と一致させる必要はない）。

② 「新旧対照表」とあわせて、従前の学科等の「様式第２号（教育課程及び教育研究実施組織）」を提出すること。書類の順番は、「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」等の新旧対照表を作成する科目ごとに、それぞれ、「新旧対照表　→　様式第２号【従前の学科等１】　→　様式第２号【従前の学科等２】」の順に並べること。

＜例＞それぞれ中学校一種免許状（国語）の教職課程を有するＡ大学ａ学科（「旧１」という。）とＢ大学ｂ学科（「旧２」という。）が統合して設置するＣ大学ｃ学科に、引き続き中学校一種免許状（国語）の教職課程を継続する場合の変更届⑧における新旧対照表及び様式第２号の書類順

・教科及び教科の指導法に関する科目の「新旧対照表　→　様式第２号【旧１】　→　様式第２号【旧２】」
・大学が独自に設定する科目の「新旧対照表　→　様式第２号【旧１】　→　様式第２号【旧２】」
・教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目の「新旧対照表　→　様式第２号【旧１】　→　様式第２号【旧２】」
・教育の基礎的理解に関する科目等の「新旧対照表　→　様式第２号【旧１】　→　様式第２号【旧２】」

③ 上記以外の記載については、「ⅳ）新旧対照表（①～⑦）」の「＜記載上の注意＞」を参照すること。

ⅵ）設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況

＜作成例＞

（Ⅰ　教育課程の変更届）

（設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況）

設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況

届出時における状況						開設時における状況					
① 学部等の名称	③ 授与する学位等 学位又は称号	④ 授与する学位等 学位又は学科の分野	⑤ 異動先	⑥ 教職専任教員 助教以上	⑥ 教職専任教員 うち教授	② 学部等の名称	授与する学位等 学位又は称号	授与する学位等 学位又は学科の分野	⑤ 異動元	⑥ 教職専任教員 助教以上	⑥ 教職専任教員 うち教授
A学部B学科（廃止）	学士（文学）	文学関係	A学部C学科	7	5	A学部C学科	学士（文学）	文学関係	A学部B学科	7	5
			（退職）	2	1				D学部E学科	1	0
									F学部G学科	1	1
									（新規採用）	1	0
			計	9	6				計	10	6
D学部E学科（廃止）	学士（言語学）	文学関係	H学部I学科	4	3	H学部I学科	学士（英語学）	文学関係	D学部E学科	4	3
			H学部J学科	5	2				（教職専任教員追加）	2	0
			A学部C学科	1	0						
			（教職専任教員削除）	2	1						
			計	12	6				計	6	3
F学部G学科	学士（国際コミュニケーション学）	文学関係	F学部G学科	10	6	H学部J学科	学士（フランス語学）	文学関係	D学部E学科	5	2
			A学部C学科	1	1						
			計	11	7				計	5	2
						F学部G学科	学士（国際コミュニケーション学）	文学関係	F学部G学科	10	6
									（新規採用）	1	0
			計						計	11	6

設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況

届出時における状況						開設時における状況					
学部等の名称	授与する学位等		異動先	教職専任教員		学部等の名称	授与する学位等		異動元	教職専任教員	
	学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授		学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授
A大学 B学部C学科 （廃止）	学士（文学）	文学関係	K大学L学部M学科	7	5	K大学 L学部M学科	学士（文学）	文学関係	A大学B学部C学科	7	5
			（退職）	2	1				F大学G学部H学科	7	3
									（新規採用）	2	0
			計	9	6				計	16	8
A大学 D学部E学科 （廃止）	学士（言語学）	文学関係	K大学N学部O学科	4	3	K大学 N学部O学科	学士（英語学）	文学関係	A大学D学部E学科	4	3
			K大学P学部Q学科	5	2				（教職専任教員追加）	2	0
			（教職専任教員削除）	2	1						
			計	11	6				計	6	3
F大学 G学部H学科 （廃止）	学士（文学）	文学関係	K大学L学部M学科	7	3	K大学 P学部Q学科	学士（フランス語学）	文学関係	A大学D学部E学科	5	2
			計	7	3				計	5	2
F大学 I学部J学科 （廃止）	学士（工学）	工学関係	K大学R学部S学科	10	7	K大学 R学部S学科	学士（工学）	工学関係	F大学I学部J学科	10	7
			計	10	7				計	10	7

＜記載上の注意＞

① 「**届出時における状況**」の「**学部等の名称**」欄は、従前の学部学科等（新旧対照表の「**旧**」欄に記載の学部学科等。以下同じ。）及び改組又は統合後の学部学科等（新旧対象表の「**新**」欄に記載の学部学科等。以下同じ。）に一部の教職専任教員が所属を移行する既設の学部学科等の名称を記載すること。なお、学生募集の停止を予定する学部学科等については、名称の後に「(廃止)」と記載すること。

② 「**開設時における状況**」の「**学部等の名称**」欄は、改組又は統合後の学部学科等及び「**届出時における状況**」に記載した学部学科等（学生募集を停止するものを除く）の名称を記載すること。

※ ①②について、変更届⑧の場合で、複数の大学を統合する場合、「**学科等の名称**」欄には大学名から記載すること。

③ 「**授与する学位等**」の「**学位又は称号**」欄は、当該学科等において授与する学位の種類及び専攻分野の名称を記載すること。

④ 「**授与する学位等**」の「**学位又は学科の分野**」欄は、当該学科等において授与する学位の分野について、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成１５年文部科学省告示第３９号）の別表第１又は別表第２に定める学位の分野のうち該当する分野を記載すること。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記載すること。学位の分野が特定できない学際領域の場合は、「学際領域」と記載すること。

⑤ 「**異動先**」及び「**異動元**」欄について、「**異動先**」欄は、「**届出時における状況**」に記載した学部学科等の教職専任教員について、改組又は統合後の学部学科等の開設時における所属名を記載すること。学科等の基幹（専任）教員であるが、教職専任教員ではなくなる場合の所属については「(教職専任教員削除)」、退職する場合は「(退職)」と記載すること。「**異動元**」欄は、改組又は統合後の学部学科等及び「**届出時における状況**」に記載した学部学科等（学生募集を停止するものを除く）に所属する教職専任教員について、設置前の所属（異動のない場合も含む。）を記載すること。学科等の基幹（専任）教員であるが、教職専任教員ではなかった者が新たに教職専任教員となる場合の所

属については「(教職専任教員追加)」、新規に採用する教職専任教員の所属については、「(新規採用)」と記載すること。

⑥ 「**教職専任教員**」欄については、「**届出時における状況**」欄は、届出時における教職専任教員について、改組又は統合後の学部学科等の開設時における異動先ごとの数を記載すること。「**開設時における状況**」欄は、改組又は統合後の学部学科等の開設時における教職専任教員数を異動元ごとに記載すること。なお、専ら当該学科等の教育研究に従事する教職専任教員数を記載することとし、みなし教職専任教員や共通開設により他学科等に籍を有する教職専任教員、ただし書教職専任教員については、本表に記載しないこと。

※「**助教以上**」欄は、教授、准教授、講師、助教の合計数を記載し、「**うち教授**」欄に記載する教授数は「**助教以上**」の数の内数となるよう記載すること。

vii）学則・履修規程等（開設年度から適用するもの、及び従前適用していたもの）

免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類）ごとに、教職課程の科目と、教職課程の科目ではないが認定を受けている免許状に関連する科目等が明確になるように、以下の例に従って、学則・履修規程等を着色して提出すること（色の種類は問わない)。着色した場合は、欄外に凡例を示すこと。

（例）同一学科等において中一種免（数学)、高一種免（数学)、高一種免（情報）の教職課程認定を受けている場合

【中一種免（数学)，高一種免（数学)】

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色

・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関連する科目：水色

・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【高一種免（情報)】

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ

・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報に関連する科目：黄色

・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

また、学則に、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数及び履修方法、授与を行う学位の専攻分野の名称が規定されていなければ、学則に加えて、これらが規定されている規程（履修規程や学位規程など）を提出すること。

（２）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）

認定在外教育施設（在外教育施設の認定等に関する規程（平成３年文部省告示第 114 号）に基づき認定された在外教育施設）において教育実習を開始する最初の年度の前年度中に、下記様式及び教職課程認定申請における様式第５号により教育実習実施計画書を提出すること。

＜作成例＞

（様式第１号　在外実習届出（かがみ）－令和元年度以降入学者用）

文書番号

① 令和○○年○月○○日

② 文部科学大臣　○○　○○　殿

届出者（設置者）名

③ 届出者（設置者）の長の職名及び氏名

④

○○大学の認定課程における学科等の
教育課程の変更について（届出）

この度、令和○○年○○月○○日より、○○年度以降入学生に適用する下記の課程における教育実習実施計画を変更したいので、別紙のとおり届け出いたします。

記

・○○学部○○学科　小一種免
・○○学部××学科　中一種免（国語）
　　高一種免（国語）
　　高一種免（書道）
・●●学部■■学科　幼一種免

＜記載上の注意＞

①文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること

②文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。

③「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名
- ・国立大学→国立大学法人名
- ・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- ・私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名
- ・国立大学→当該国立大学法人の長
- ・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④　押印は不要とする。

（３）大学、設置者、学科等の名称変更届

学科等の改組・再編を伴わずに学科等の名称を変更する場合は、下記様式を名称変更する年度の前年度中に報告すること。

大学名や設置者（法人）名を変更する場合においても、本様式を適宜書き換えの上、提出すること。

なお、学科等の改組・再編を伴い学科等名称を変更する場合は、課程認定申請を行わなければならないが、申請とは別に、学科等の名称変更届を報告する必要はない。

＜作成例＞

（Ⅲ 学科等の名称変更届）

文書番号

①令和○○年○月○○日

②

文部科学大臣　○○　○○　殿

届出者（設置者）名　③

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

④

○○大学の認定課程を有する学科等の名称の変更について（報告）

この度、令和○○年度より、認定課程を有する学科等の名称を変更したいので、下記のとおり、報告します。

記

学科等の名称	免許状の種類	学科等の新名称
○○学部○○学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	○○学部××学科

＜記載上の注意＞

① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、課程認定を有する学科等の名称の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。

② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。

③ 「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名
- 国立大学→国立大学法人名
- 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名
- 国立大学→当該国立大学法人の長
- 公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- 私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④ 押印は不要とする。

（4）学科等の入学定員変更届

学科等の入学定員を変更する場合は、下記様式を定員変更する年度の前年度中に報告すること。
※学科等の名称変更と同時に行う場合には、新学科名称を記載し、学科名称変更届も提出すること。

＜作成例＞

（Ⅳ 学科等の入学定員変更届）

文書番号

① 令和○○年○月○○日

② 文部科学大臣　○○　○○　殿

届出者（設置者）名　③

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

④

○○大学の認定課程を有する学科等の入学定員の変更について（報告）

この度、令和○○年度より、認定課程を有する学科等の入学定員を変更したいので、下記のとおり、報告します。

記

学科等の名称	免許状の種類	旧入学定員	新入学定員
○○学部○○学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	○○人	○○人

＜記載上の注意＞

① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、認定課程を有する学科等の入学定員の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。

② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。

③ 「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名
- ・国立大学→国立大学法人名
- ・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- ・私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名
- ・国立大学→当該国立大学法人の長
- ・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④ 押印は不要とする。

（５）学科等の課程認定取下届

学科等の課程認定を取り下げる場合は、取り下げを行う年度の前年度中に報告すること。

例えば、令和７年度以降の入学生の課程からは教職課程を置かないとする場合や、認定課程を有する学科等が令和７年度以降は学生募集を停止する場合は、令和６年度中に報告することが必要である。

なお、学科等の課程認定を取り下げることにより、当該課程を有する全学年の課程が直ちに廃止されるわけではなく、課程認定を取り下げる年度の前年度までの在学生の課程については、当該学生が卒業するまで当該課程の認定は継続する。

取り下げ後、継続する課程については、大学の責任において、適切な教職指導を行うように留意すること。なお、取り下げた課程についても、卒業生の免許状の取得状況及び就職状況に関する調査は対象となるので留意すること（４年制大学の学部の場合は取り下げ後３年間、２年制の短期大学・大学院の場合は１年間）。

※　取り下げた課程において、教育課程の変更や教職専任教員の異動等が生じた場合には、変更届を提出する必要はない。ただし、再課程認定に伴い自動的に取下げとなった教職課程の教育課程の変更が生じる場合においては、145 ページ（６）旧法に基づく変更届に基づき変更後の課程が開始する前に変更届を提出すること（114 ページ参照）。

＜作成例＞

（Ⅴ 学科等の課程認定取下届）

文書番号

①　令和○○年○月○○日

②

文部科学大臣　○○　○○　殿

届出者（設置者）名　③

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

④

○○大学の教員の免許状授与の所要資格を得させるための
課程の認定取り下げについて（報告）

文部科学大臣の認定を受けた教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程について、下記のとおり、認定を取り下げたいので、報告します。

記

1　認定を取り下げる課程の名称及び免許状の種類

学科等の名称	免許状の種類	文書番号	文書日付
○○学部○○学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	○○文科初第○○号 ⑤	○○年○月○日

2　認定取り下げ時期

令和○○年度入学生の課程より取り下げる。なお、これより以前の在学生の課程については、当該課程の学生が卒業するのを待って、教職課程を廃止する。

3　認定取り下げ理由　⑥

令和○○年度に、○○学科及び××学科を廃止し、△△学科へ改組するため。

＜記載上の注意＞

① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、学科等の課程認定取下届を実際に提出する年月日を記載すること。

② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。

③ 「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

・国立大学→国立大学法人名
・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
・私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

・国立大学→当該国立大学法人の長
・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④ 押印は不要とする。

⑤ 「**文書番号**」欄は、認定書に記載された文書番号を転記すること。

⑥ 「**取り下げ理由**」欄は、学科等の課程認定を取り下げる理由を記載すること。

（６）旧法に基づく変更届

平成３０年度以前入学生に適用する教育課程の変更を行う場合においては、以下により変更届を提出すること。新法に基づく変更届とは別葉で作成すること。

（ア）変更届の提出が必要な場合

（１）教育課程の変更届（117 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ）及び（２）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）のみ提出が必要となる。

（イ）変更届提出期限

（１）教育課程の変更届（117 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ）については、変更後の教育課程を実施する前に、（２）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）については、認定在外教育施設において教育実習を開始する最初の年度の前年度末までに提出すること。

（ウ）変更届提出方法

146 ページを参照し、ＰＤＦファイルにより提出すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。

（エ）必要提出書類

様式、作成要領とも『教職課程認定申請の手引き（平成３１年度開設用）』によるが、「**専任教員氏名・職名**」欄は空欄とすること。

（７）変更届等の作成・提出方法

＜作成方法＞

・提出する課程の種類（23 ページ参照）に応じて、提出する変更届の種類（以下（１）～（８）の別）ごとにそれぞれ別葉で作成し、それぞれを１つのＰＤＦファイルにまとめること。

・提出する変更届の種類

（１）教育課程の変更届①～⑥
（２）教育課程の変更届⑦
（３）教育課程の変更届⑧
（４）教育課程の変更届［在外教育施設での教育実習］
（５）学科等の名称変更届
（６）学科等の入学定員変更届
（７）学科等の課程認定取下届
（８）旧法に基づく変更届

・「教育課程の変更届⑦」「教育課程の変更届⑧」に「教育課程の変更届①～⑥」の内容が含まれている場合は、１つのＰＤＦファイルにまとめること。

・また、大学学部学科等の中で複数の教職課程の変更がある場合であっても、それぞれの教職課程ごとに作成するのではなく、大学学部学科等の全体をまとめて作成すること。

・全ての書類は、紙媒体のスキャンではなく、電子媒体をＰＤＦファイルに変換して作成すること。

・ファイル名は、以下のとおりとすること。

【提出する課程の種類（23 ページ参照）】（提出する変更届の種類）大学名

例：【学部学科等の課程】（教育課程の変更届①②⑤）文部大学
【学部学科等の課程】（教育課程の変更届［在外教育施設での教育実習］）科学大学
【学部学科等の通信課程】（学科等の名称変更届）文科大学
【学科等の課程】（学科等の入学定員変更届）虎ノ門短期大学
【研究科専攻等の課程】（教育課程の変更届①⑤⑦）△△大学
【学部学科等の課程】（旧法に基づく変更届）□□大学

・書類の順番は、117 ページの表に示す必要提出書類の順とすること。なお、教員の履歴書・教育研究業績書は、1 人の教員につき、履歴書及び教育研究業績書をセットで並べること。

例：Ａ教員の履歴書→Ａ教員の教育研究業績書→Ｂ教員の履歴書→Ｂ教員の教育研究業績書

また、複数の科目区分の新旧対照表を提出する場合、20 ページ　Ⅱ．１．（５）申請書の作成・提出方法　⑥の※１　のとおりの順に並べること。

・仕切りページや白紙ページの挿入は不要。

・117 ページの表に示す必要提出書類の種類ごとに「しおり」を付すこと。

・通し番号をページ右肩に付すこと。

・ＰＤＦファイルの表示設定を、以下①～③のとおり設定すること。

①ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること
②ページレイアウトは「連続」
③表示比率は「幅に合わせる」

＜提出方法＞

令和７年４月１日より変更する場合

・当省の「クラウドストレージサービスＢｏｘ」にて提出すること。なお、メールでの提出報告の連絡は不要である。

・提出する変更届の種類により「クラウドストレージサービスＢｏｘ」の提出先が異なるため、必ず確認の上、アップロードすること。

教育課程の変更届①～⑥

https://mext.ent.box.com/f/c98a81c95589488b81fa64b41abcfdc8

教育課程の変更届［在外教育施設での教育実習］

https://mext.ent.box.com/f/87ac97c9a94e404e9ae54e7d1f3ac698

学科等の名称変更届

https://mext.ent.box.com/f/9979315241b940f88076ed9d5ac826e8

学科等の入学定員変更届

https://mext.ent.box.com/f/ccc49ae2f7db4d97a96eb3fe7f63f279

学科等の課程認定取下届

https://mext.ent.box.com/f/afc65fa7a61a4c6882e0ad6aca5182cf

旧法に基づく変更届

https://mext.ent.box.com/f/60e46345a5c74d94867bfe33a27427a0

令和７年４月２日以降より変更する場合（例えば、令和７年度後期から変更する場合）

・メールにて提出すること。

・大学学部、大学院等の変更届を、まとめて一回のメール等で提出しても構わない。

・メールの宛先、メールのタイトルは以下のとおりとする。

宛先：kyo-men@mext.go.jp

件名：【提出】令和○年度変更届（○○○○の変更届）（○○大学）

※（○○○○の変更届）の部分は 146 ページを参照し、提出する変更届の種類に応じて記載する。

※（○○大学）の部分は 23 ページを参照し、変更届を提出する課程の種類に応じて記載すること。

・当省のメールサーバの設定上、メール本文、添付ファイル合わせて２５ＭＢ以上のデータの受信はできないため、送信データが超える場合は、以下のいずれかにより対応すること。

i)複数のメールに分けた上でメールタイトルに通数を追記

ii)当省の「クラウドストレージサービスＢｏｘ」を利用。

※「クラウドストレージサービスＢｏｘ」の利用を希望する場合は、上記件名にてメールを送信し、メール本文にてその旨依頼すること。